

(下水道法・条例の規定に基づく下水道排除基準)

対象物質または項目		対象者	終末処理場を設置している公共下水道の使用者			現に終末処理場を設置していない公共下水道の使用者
			特定事業場		非特定事業場	
排水量 (m ³ /日)			40m ³ /日以上	40m ³ /日未満		
条例で定める基準	生活環境	温度	45℃(40℃)未満	45℃(40℃)未満	45℃(40℃)未満	45℃未満
		水素イオン濃度(pH)	5を超え9未満 (5.7を超え8.7未満)	5を超え9未満 (5.7を超え8.7未満)	5を超え9未満 (5.7を超え8.7未満)	5を超え9未満
		生物化学的酸素要求量(BOD)	600(300)未満	600(300)未満	600(300)未満	—
		浮遊物質量(SS)	600(300)未満	600(300)未満	600(300)未満	—
		沃素消費量	220 未満	220 未満	220 未満	220 未満
		ノルマルヘキサン抽出物質含有量	5 以下	5 以下	5 以下	5 以下
政令の有害物質基準	生活環境	銅及びその化合物	3 以下	3 以下	3 以下	—
		亜鉛及びその化合物	2 以下	2 以下	2 以下	—
		鉄及びその化合物(溶解性)	10 以下	10 以下	10 以下	—
		マンガン及びその化合物(溶解性)	10 以下	10 以下	10 以下	—
		クロム及びその化合物	2 以下	2 以下	2 以下	—
		カドミウム及びその化合物	0.03 以下	0.03 以下	0.03 以下	—
		シアン化合物	1 以下	1 以下	1 以下	—
		有機リン化合物	1 以下	1 以下	1 以下	—
		鉛及び化合物	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下	—
		六価クロム化合物	0.2 以下	0.2 以下	0.2 以下	—
		砒素及びその化合物	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下	—
		水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物	0.005 以下	0.005 以下	0.005 以下	—
		アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	—
		ボリ塩化ビフェニル	0.003 以下	0.003 以下	0.003 以下	—
		トリクロロエチレン	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下	—
		テトラクロロエチレン	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下	—
		ジクロロメタン	0.2 以下	0.2 以下	0.2 以下	—
		四塩化炭素	0.02 以下	0.02 以下	0.02 以下	—
		1・2-ジクロロエタン	0.04 以下	0.04 以下	0.04 以下	—
		1・1-ジクロロエチレン	1 以下	1 以下	1 以下	—
		シス-1・2-ジクロロエチレン	0.4 以下	0.4 以下	0.4 以下	—
		1・1・1-トリクロロエタン	3 以下	3 以下	3 以下	—
		1・1・2-トリクロロエタン	0.06 以下	0.06 以下	0.06 以下	—
		1・3-ジクロロプロペン	0.02 以下	0.02 以下	0.02 以下	—
		チウラム	0.06 以下	0.06 以下	0.06 以下	—
		シマジン	0.03 以下	0.03 以下	0.03 以下	—
		チオベンカルブ	0.2 以下	0.2 以下	0.2 以下	—
ベンゼン	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下	—		
セレン及びその化合物	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下	—		
ほう素及びその化合物	10(230) 以下	10(230) 以下	10(230) 以下	—		
ふっ素及びその化合物	8(15) 以下	8(15) 以下	8(15) 以下	—		
1・4-ジオキサン	0.5 以下	0.5 以下	0.5 以下	—		
ダイオキシン類			10pg-TEQ/L以下	10pg-TEQ/L以下	10pg-TEQ/L以下	—

注1 単位は、水素イオン濃度及びダイオキシン類以外はすべてmg/Lで示す。

注2 ■内は、直罰対象の排除基準を示す。(水質汚濁防止法第31条、同施行令第2条及び第3条)

注3 □内は、除外施設の設置等の義務づけに係る排除基準を示す。(釜石市下水道条例第10条及び第11条)

注4 「条例で定める基準」は、条例で定める排除基準の限度を示す。(釜石市下水道条例第9条、第10条、第11条)

注5 「政令の基準」は、政令で定められた一律の排除基準を示す。(下水道法施行令第9条の4)

注6 温度、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質量の括弧内は、製造業又はガス供給業から排除される汚水の合計量が終末処理場で処理される汚水の量の1/4以上であると認められるとき等の場合に条例に定める排除基準の限度である。(下水道法施行令第9条の5、第9条の11)

注7 ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物に係る基準は、河川を放流先とする公共下水道へ排除する場合を示す。(下水道法施行令第9条の4)